

松伏町建設工事請負契約約款第26条第5項の運用に係る特例措置について

松伏町建設工事請負契約約款第26条第5項（以下「単品スライド条項」という）の運用に係る特例措置について、下記のとおり定める。

記

1 本特例措置の対象とする工事

全ての工事。ただし、残工期が2か月以上あること。

2 単品スライド条項の運用

上記1の工事の受注者は、別添の様式等を発注者へ提出することで、請負代金額の変更協議を、単品スライド条項の規定に基づき発注者に請求することができるものとする。

3 主要な工事材料について

単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」とは、当該工事に主に使用される鋼材類、燃料油又は他工事材料とする。

4 対象材料について

- ・対象材料（A）：変動額がスライド対象工事費の1%を超える工事材料
- ・対象外材料（B）：部分払完了部分及び部分引き渡し完了部分
(スライド対象工事費 = 請負代金額 - (B))

5 対象数量について

原則、発注者の設計書の数量を対象とする。

6 スライド額の算出方法について

- ・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、スライド対象請工事費の1%を超える額とする。
- ・品目ごとの変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのいずれか低い方とする。

【スライド額の算出】

スライド額

$$= \text{鋼材類の変動額} + \text{燃料油の変動額} - \text{スライド対象工事費} \times 1\%$$

(M変更鋼 - M当初鋼) (M変更油 - M当初油) (受注者負担額)

M当初鋼, M当初油(価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額)
= 設計時点の実勢価格(税込み) × 対象数量 × 落札率

M変更鋼, M変更油(価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額)
= 変動後の実勢価格(税込み) × 対象数量 × 落札率

※ただし、上記式に基づき算出したM変更鋼, M変更油よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、M変更鋼, M変更油は実際の購入金額とします。

7 協議開始の日について

松伏町建設工事請負契約約款第26条第8項の規定に基づき、発注者は受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」とする。

※発注者は、単品スライド条項の規定に基づく受注者からの請負代金額の変更請求を受けた日から7日以内に「協議開始の日」の通知するものとする。

8 その他

その他、本通知に定めのないものについては、埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第5項(単品スライド条項)の運用に関する基準及び当該運用マニュアルに準拠するほか、必要な事項は発注者と受注者が協議して定めることとする。